

令和6年度柔道整復レセプト点検等業務委託仕様書

- 1 業務名 : 令和6年度柔道整復レセプト点検等業務委託
- 2 業務内容 : 柔道整復、はりきゅう、あん摩マッサージ指圧の施術に係る療養費支給申請書（柔道整復レセプト）の点検等業務

（1）療養費支給申請書の内容・縦覧点検

兵庫県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）から送付される療養費支給申請書について、下記内容に留意の上、毎月内容・縦覧点検を行う。

- ① 署名欄の署名と、世帯主氏名が一致しているかを確認する。
- ② 転帰欄に記入が無く、新規とし、初検料・初検時相談支援料等算定していないかチェックする。
- ③ 同一負傷名を算定し、再検料・施療料等算定していないかチェックする。
- ④ 初検のみでの初検時相談支援料の算定は不可のため、チェックする。
- ⑤ 近接部位において、同時算定不可の部位がないかチェックする。
- ⑥ 往診料について、所定の料金により算定されているか、距離・回数等確認する。
- ⑦ 冷罨法及び温罨法・電罨法の回数が、実日数に対して適正かどうかを確認する。
- ⑧ 実日数に関して、その月の日数と比較し、過剰でないかどうかを確認する。
- ⑨ 3部位以上の施術に関して、負傷原因が記載されているかどうかを確認する。また、負傷原因と負傷箇所とに整合性があるかを確認する。
- ⑩ 3か月を超えて継続する施術に関しては、負傷部位・症状及び施術の継続が必要な理由を明らかにした長期施術継続理由書が添付又は、摘要欄に記載されているかを確認する。

（2）点検後の兵庫県国民健康保険団体連合会への提出資料作成

内容・縦覧点検実施後、疑義事項が生じたものについては、レセプト管理システムへの過誤登録を行うための資料を毎月作成する。

(3) 受診照会のための疑義リスト作成（3か月に1回実施）

- ① 縦覧点検の際に本人確認、及び医科レセプトでの確認が必要となる疑義リストを作成し市に提出する。
- ② 下記の疑義項目にあてはまる療養費支給申請書を疑義リストの対象とする。
 - (ア) 同一受診者で1カ月当たりの実日数が10日以上申請書が続いている場合
 - (イ) 同世帯員が3人以上施術を受けている場合
 - (ウ) 毎月治癒とし次月分に新規料金を申請している場合
 - (エ) 同一受診者が同月に複数施術所を受診している場合
 - (オ) 請求額が10,000円以上の場合
 - (カ) 多部位負傷（3部位以上）
 - (キ) 長期継続（3か月を超える受診）
 - (ク) 点検において疑義が見受けられる場合（疑義理由を示すこと）
 - (ケ) その他市の指示する事項

※ 市は提出された疑義リストを確認後、文書照会要否の決定と被保険者の住所・氏名などの確認を行う。

(4) 疑義者への文書発送（3か月に1回実施）

- ① 受託者は、疑義リストに沿って受診者本人に文書照会を行う（返信用封筒在中のこと）。返信用封筒については市が準備する。
- ② 郵送用封筒については受託者が準備する。この場合の郵券代については市の負担とする。レイアウト等は市と協議の上決定する。

(5) 回答書の処理（3か月に1回実施）

- ① 返送された回答書と療養費支給申請書とを突合し、疑義がある場合は、施術所照会文書を作成し、発送する（返信用封筒在中のこと）。この場合の郵券代については市の負担とする。
- ② 郵送用封筒については受託者が準備する。レイアウト等は市と協議の上決定する。

(6) 結果一覧作成・報告（3か月に1回実施）

上記(3)～(5)に関する結果一覧を作成し施術所ごとに報告すること。

3 処理予定枚数 : 約500枚/月

4 文書照会予定 : 3か月ごとに年4回

照会1回目:令和6年1月診療～3月診療分

照会2回目:令和6年4月診療～6月診療分

照会3回目:令和6年7月診療～9月診療分

照会4回目:令和6年10月診療～12月診療分

5 その他

(1) 療養費支給申請書を受託者施設へ搬出し点検を実施する場合は、セキュリティ便を使用する等セキュリティ対策を講じること。提供期間は30日以内とする。

(2) 毎月の業務は協議の上決定する。